

外形標準課税法人への第6号様式（確定・修正申告書）記載に関するお願い

外形標準課税法人が確定（修正）申告書を作成する場合、第6号様式(49)の内訳の各欄(50)～(53)欄)の記載にあたっては、下記「正しい記載例」に基づいてご記載頂きますよう、ご協力を宜しくお願いいたします。

正しい記載例

(49)の内訳の各欄(50)～(53)欄)には、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載してください。
 ※ひとつの割に金額をまとめて記載しないでください。

摘要	課税標準	税率	税額
所得金額総額(3)	3969000		
年400万円以下の金額(3)	000		00
年400万円を超え年800万円以下の金額(4)	000		00
年800万円を超える金額(5)	000		00
計(3)+(4)+(5)(6)	000		00
軽減税率不適用法人の金額(8)	3969000	7.56/100	300000
付加価値額総額(9)	99207000		
付加価値額(10)	99207000	0.504/100	500000
資本金等の額総額(11)	333334000		
資本金等の額(12)	333334000	0.21/100	700000
収入金額総額(13)	000		
収入金額(14)			
合計事業税額(7)+(8)+(12)+(14)又は(3)+(4)+(5)+(6)(15)			1500000
仮装経理に基づく事業税額の控除額(16)			0
既に納付の確定した当期分の事業税額(17)			600000
租税条約の実施に係る事業税額の控除額(18)			0
この申告により納付すべき事業税額(15)-(16)-(17)-(18)(19)			900000
(19)の内訳			
所得割(20)	1000000		200000
付加価値割(21)			200000
資本割(22)	600000		00
収入割(23)			00

税額 300,000 - 既に納付の確定した額 200,000 = 100,000

(予定・中間申告の内訳)
 所得割 200,000
 付加価値割 300,000
 資本割 100,000

税額 500,000 - 既に納付の確定した額 300,000 = 200,000

税額 700,000 - 既に納付の確定した額 100,000 = 600,000



誤った記載例

例1 所得割欄にまとめて記載する

この申告により納付すべき事業税額(19)	900000		
(19)の内訳			
所得割(20)	900000		00
付加価値割(21)			00
資本割(22)	00		00
収入割(23)			00

例2 付加価値割・資本割の年税額を記載し、所得割で調整する

この申告により納付すべき事業税額(19)	900000		
(19)の内訳			
所得割(20)	△300000		500000
付加価値割(21)			500000
資本割(22)	700000		00
収入割(23)			00